

「世界考古学会議」全体会での加藤理事長発表原稿

平成28年9月1日(木) 11:30~13:30

同志社大学 室町キャンパス寒梅館ハーディホール

イランカラブテ。世界各国からお集まりの皆さまこんにちは。

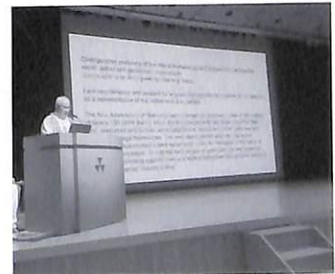
本日は「世界考古学会議全体会」において、先住民族アイヌの立場から発表の機会を与えて頂きましたことを、大変光栄に存じ、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、北海道アイヌ協会が、これまで活動を続けてきた背景には、日本の近代化と称して実施された北海道の開拓政策によってアイヌ民族への急激な同化政策や人種差別、アイヌ民族の居住域を「無主の地」とし土地や資源、文化などが国内外の法的枠組みによって制限を受けた150年があったこと、そして、この様な歴史には、他国の先住民族同様、少数者ならではの拭いきれない実体験からの苦悩があったからです。

その解消にはアイヌ民族の努力のみでは成し得ない側面があることを、先ずはじめに皆さまにお伝えしたいと思います。その上で本日、皆さまにお願いしたいことは、先住民族の存在が、その国内において厳然と位置づけられるためには、関係する研究分野の学協会等が学際的な研究により、その研究成果を社会的に還元し、研究の公平公正性を保ちつつ、あらゆる教育分野や法体系への評価や影響を与えていくという、「倫理」や「社会」、「人権」に配慮した実践的取組と社会発信をして頂きたいということです。特に、考古学的、人類学的な研究成果は、先住民族アイヌのアイデンティティ形成に欠かせない実証的な証しと成り得るものですし、その成果自体が人類の歴史の中で、多様で豊かな彩りとなると考えるからです。

一方、日本国内でのこれまでの考古学、自然人類学、文化人類学、歴史学、言語学などの研究は、それぞれ分野別に、さらには人文系、理学系、医学系にと分断されました。

また、その研究の関心事は、アイヌ自らが求めるものではなく、「研究する側」、「研究される側」との大きな分断もさらに加えられて、「主体」と「客体」の関係性として当然視され、固定化し続けました。その結果、総体的に「人」としての尊厳を欠いたままアイヌ民族の人骨や副葬品などが収集され、研究し取り扱われてきた側面があり、1930年代には、国家的なプロジェクトの一環として遺骨収集が促進され、それら疑念が解けないまま未整理の状況が、今日まで続いてきたのです。7月下旬、国や大学、関係機関等の調査協力により、アイヌ遺骨が12の大学で1,636体を、また、北海道内外13の博物館等に少なくとも73体の遺骨が保管されていることが政府から報告されましたが、その全体像や副葬品の具体的な状況はいまだ未確認です。収集経緯の記録が判然とせず、頭骨と四肢骨が一体化されないもの、副葬品も遺骨との一対確認ができず、返還すること自体ままならない保管状態のものが多くあります。さらに民間レベルの調査では、古くは1870年代から当時一線級のヨーロッパの研究者の記録などによって、72体のアイヌ頭骨が、サハリン(旧樺太)も含めた日本の地からドイツやロシアに渡っていることが確認されました。その他、最も古い収集記録として、1865年(慶応元)江戸時代後期のイギリスとの間で外交事件となった道南地域のアイヌ人骨盗掘事件もあり、アイヌの遺骨や副葬品の収集、取扱い、法的位置づけなど、その全容は、当初から現在に至るまで未解明のままなのです。



加藤理事長スピーチの様子

真理の探求を名目とした一方的な科学信奉的な価値観だけが先行し、その研究成果が行き着く、社会還元への貢献が疎かになってきたと思われるのです。

その端的な証しとして、アイヌ民族は、日本において25年前に「民族」として、8年前に「先住民族」として、ようやく名目上の復活を得たばかりだからです。先祖代々、北海道、樺太、千島などを中心にこれらの土地に居住し続けてきたにもかかわらず、公的な不認知、法的差別体制が布かれていたからこそ、研究の関心事がアイヌ民族が求めるものや、公平公正さから遠ざかってしまったのです。

日本考古学協会の設立は、第2次大戦後です。戦前は、人類学中心に個人が多くの学問領域にまたがり研究を行っており、戦後には、領域別の学協会に細分化されると一層、「誰のための」、「何のための」、という研究目的の基本的な押さえが曖昧となり、全くアイヌ民族の自尊心に響かない、先住民族問題として捉える根本的な研究視点が欠けたものとなってきてしまいました。

このことは、アイヌ民族への認知だけではなく、日本国内の大多数を形成するグループの自称民族名が、第二次世界大戦前には国定教科書において「大和民族」とされていたものが、戦後、死語となる位、全くと言って良いほど使

われなくなり、曖昧なままとなっていることから伺えます。

日本の民族的な多数派、少数派ともに国籍条項だけでなく、これらの属性や系譜に係る共通の観念設定をすることこそが肝要であり、憲法における基本的人権と国際人権法における人権の理解については、基本的に齟齬があってはなりません。ですから、こうした研究は人権擁護や差別解消の取組に関しても社会的配慮を欠くことなく行われるべきと考えます。

ほとんどの日本国民は、明治後期、1910年に「北海道」が「樺太」や「台湾」同様「植民地」との認識の下に、国内法「外国人土地法」が制定されたことを理解しておりませんし、翌1911年、ロシア、アメリカ、イギリス、日本との間でインディアンやアリュート同様にアイヌを先住民民族であるとの認識の下に、独自の狩猟権を認めた国際条約「狼虎オットセイ条約」が結ばれた歴史があることを理解しておりません。さらに大戦後は、手の平を返したようにアイヌ民族を民族とも認めないとした公的差別が、戦後1945年（昭和20）から1991年（平成3）まで続いてきた事実についても理解しておりません。

日本国のオリンピックの初参加よりも8年早く、アイヌ民族が1904年（明治37）のセントルイスオリンピックに「人類学の日」と称した先住民の付属イベントや競技に参加していましたが、その意味やその背景が何であるかを知って頂きたいのです。

1956年（昭和31）の現行憲法下、ILOから世界各国に照会があった98項目の質問文書「独立国における先住民に関する生活と労働について」に、我が国政府が実態とは全くかけ離れた報告により、先住民アイヌの存在を無きものとしています。その様なことから、北海道アイヌ協会では、「日本文化人類学会（旧日本民族学会）」や「歴史学研究会」への声明発表の要請をはじめ、「日本考古学協会」や「日本人類学会」との間では、これまでの研究のあり方、公教育や研究成果の社会還元などが適切に進められてこなかったことなどをお伝えし、両学協会代表役員との対話と合意によって、その改善や、今後の取組を進めたいと考えております。また、同じように公教育の改善には、現在、国で審議が進められている小中学校等「学習指導要領」の改訂に伴い、同様の趣旨の要望書を文部科学省にも提出しているところです。当協会では、国際人権システムの活用を打開策と考え、当時の首相の「単一民族国家発言」の翌年、1987年から国連の先住民作業部会に出席し、アイヌ民族の国内人権状況を継続的に報告してきました。

1992年（平成4）、国連総会会場の「国際先住民年記念式典」でアイヌ民族として当協会理事長がスピーチをした時点でも、先住民の定義が曖昧との理由で、日本国内では、アイヌは先住民とは認められないとされました。

1997年（平成9）には、アイヌ文化法が制定され、国民への理解のための事業などが推進され、一定の効果が見て取れるようになりましたが、総合的な先住民政策までには至っておりません。

2007年（平成19）「先住民の権利に関する国連宣言」採択以降、国内状況も変わり、2008年（平成20）「アイヌ民族を先住民とすることを求める国会決議」を受け、現在、内閣官房長官の諮問機関「アイヌ政策のあり方に関する有識者会議」報告書の提言に基づき、先住民政策が検討されております。

本年、7月28日に開催された「アイヌ政策推進会議」の関連会議資料にアイヌ先住民政策について、菅内閣官房長官の意向に基づき「これまでの固定観念や先入観を取り払い、アイヌに寄り添った視点で行う」との基本的な考え方が明記されました。総合的な先住民政策として法的基盤の整備に向け、根本的検討が加速するものと期待をしているところです。

閣議決定によって、2020年東京五輪・パラリンピックまでに設置されるナショナルセンターである民族共生象徴空間、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、そして尊厳ある慰霊の実現に向けた慰霊施設が真の意味をなすのです。さらに、学協会や国内、国際的な支援が相まってこそ、先住民のアイデンティティ形成と共生社会の基盤が定められると思っております。

祖先の遺骨や副葬品が国の責任の下、関係機関が誠意を尽くし発掘時の姿にすることで、在るべき慰霊の姿となり、返還を含めた禍根の無い解決が、現実味を増すと考えます。どうぞ「世界考古学会議全体会」として、今後の日本国内での先住民政策の取組についての国際的な後押しと、継続的なモニタリングを続けて頂き、遺跡や遺構、先祖の営みから将来の先住民の生き方や精神的、哲学的な価値観を見直し、再活性化するような支援機能を考えて頂ければ幸いです。

本日ここにお集まりの皆さま、関連する国内外の機関、組織の皆さまが、先住民アイヌの思いの一端を理解して頂きましたなら、有り難く光栄に存じます。最後に皆さまからの心からのご支援を改めてお願いして、発表を終わりたいと思います。ご静聴ありがとうございました。



「世界考古学会議」先住民全体会2人の
コーディネーターと加藤理事長
(右から加藤教授、ウスマ教授)

「先住民族アイヌ」の法制史概要について

○論拠の観点 <国内事象☆と国際事象★>

(アイヌ民族の取り扱い ー時代、交渉相手、場面により異なる)

- 1 土地・資源とそれから派生するアイヌ民族の各種権利との関係性
 - ・特に土地・資源の奪取 (国内内化)、文化享有権 (同化・強制移住) など
- 2 2つの憲法での捉え 実定法(北海道旧土人保護法など)とその機能
 - ・領土・国民(臣民)の法的押さえ、その決め方(決定権)
- 3 政府の国連機関への報告書など 一貫性の欠如を確認
 - ・関係法の趣旨と国連・ILO(先住民族)の人権基準に照らし

- ①1854年(安政元) ☆ **日本国魯西亞通商好条約(日露和親条約)** 初の国境設定 → **廣石面 解説1**参照
 <アイヌ民族(蝦夷人・土人)の先住は両国とも自明、一方的で頭越し>
 ☆ガルトネル事件(プロイセン) 99年租借契約を明治政府高額賠償で解消
 (明2) 1869年~ ① ☆明治政府 開拓使設置 (人口約6万人/含アイヌ)
 ii) ☆4つの土地法(専ら和人に分配→アイヌ語では申請できない)
 iii) ☆樺太千島交換条約(強制移住)
 1875年樺太アイヌ、1884年千島アイヌ、他道内での強制移住の記録多数
- ②1889年(明22) ☆ **大日本帝国憲法公布**
- ③1899年(明32) ☆ **北海道旧土人保護法** (初めてアイヌに土地地下付)
 i) 給与地
 ii) 共有財産 **共有財産の性格参照<重要> → 資料1**
- ④1910年(明43) ☆ **『外国人土地法(北海道は植民地/当時、樺太・台湾と同等の位置づけ)**
- ⑤1911年(明44) ☆ **『貔虎鯨鯢保護条約』(アイヌは「土人」=先住民族)**
 日・露・米・英4国で締結した国際条約
- ⑥1946年(昭21) ☆ **日本国憲法公布**
 i) 自作農創設特別措置法
 ii) 北海道旧土人保護法の死文化

- ⑦1956年(昭31) ☆ **ILOへの日本政府報告書** 報告書(2) → **資料2**
 一独立国における先住民に関する生活と労働状況について/98項目の質問
 (同化し先住民でない)と明記、日本人と同等の進歩に達した→実態と大きく乖離)
- ⑧1961年(昭36) ☆ 地方改善施設整備補助金
- ⑨1974年(昭49) ☆ 北海道ウナリ福祉対策/生活上推進方策
- ⑩1980年代から ☆ 各人権条約監視委員会の勧告・懸念事項
- ⑪1995年(平7) ☆ **☆人種差別撤廃条約加入**
- ⑫1997年(平9) ☆ **☆札幌地方裁判所二風谷ダム訴訟判決**
 (国際人権規約第27条援用、「先住民族」と考えられる)
- ⑬1997年 ☆ **アイヌ文化振興法制定** <文化のみの振興>
- ⑭2007年(平19) ☆ **『先住民族の権利に関する国際連合宣言』採択** (現在反対国なし)

ー現在のアイヌの主な生活実態ー ('06北海道の調査等から)
 現在55歳のアイヌの60%が中卒、道外在住アイヌも含め厳しい労働環境、年収で生活している生活実態率は、同一居住市町村比1.6倍/北海道は大阪府に次いで全国2位、全国平均の1.8倍以上、大学進学率は、同一居住市町村比の2分の1に満たない/北海道は全国平均の8割弱

私たちアイヌ民族は日本の先住民族
内閣官房に「アイヌ政策推進会議」設置、政策検討に着手中
法的措置による全国展開政策の実現へ

○「国連先住民族権利宣言」の概要ー

先住民族が集団または個人として国際人権法体系において認められた全ての権利及び基本的自由を完全に享受する権利を有すること、並びに先住民族とその個人の権利及び自由について述べたもの。文化・教育・経済的権利並びに土地と資源など広範な権利が定められている。主権国家には、統合された先住民族との話し合いにより、社会正義の履行を促している。

【宣言の主な権利内容】

- <第1条> すべての人種と基本的自由を享受する権利
- <第2条> 他の民族から自由であり、他の民族と平等であり、差別されないこと
- <第3条> 自決権/自由にも政治的地位を決定し、自由に経済的、社会的及び文化的発展を追求する権利
- <第5条> 独特の政治的、法的、経済的、社会的、文化的の制度を維持・強化する権利
- <第8条> 強制的同化又は文化の根絶を受けない権利
- <第10条> 土地及び領域から強制的に移転されない権利
- <第11条> 文化的伝統と習慣を保護し、再活性化等する権利
- <第12条> 精神的及び宗教的の伝統、習慣及び儀式を保護し、発展等する権利、宗教的、文化的な場所を維持・保護等する権利、及び遺骨の返還に際する権利
- <第13条> 歴史、言語、口承伝説、習俗等を再活性化させ、将来に伝達する権利
- <第14条> 固有の言語により、教育及び学習における固有の文化的方法に則した態様で教育を提供する教育制度及び教育機関を設立し、管理する権利
- <第14条2項> 国内で差別なく教育を受け得る権利
- <第17条> 固有の労働法や国内労働法により定められたすべての権利を享受する権利
- <第18条> 固有の手段に基づき、自らによって選出された代表を通じて、自身の権利に影響を及ぼしうる事項に関与する意志決定に参加し、かつ固有の意志決定権を維持し、発展させる権利
- <第22条> 本宣言の履行にあつては、先住民族の高齢者、女性、児童、障害者の権利に特段の注意を払わなければならない
- <第24条> 伝統的医療に関する権利を有し、いかなる差別もなく、社会的及び公共医療サービスを受ける権利
- <第26条> 伝統的に所有、占有し又は他の方法で取得した土地、領域及び資源についての権利
- <第28条1項> 伝統的に所有、占有し又は他の方法で取得した土地、領域及び資源のうち、同意なしに没収等された土地、領域及び資源に対して、魚猟回遊を含む手段や平等な賠償といった手段によって補償を受ける権利
- <第28条2項> 土地、領域及び資源の開発又は使用のための優先権地位や裁判を決定し、発展させる権利
- <第33条> 慣習及び伝統に従つて固有のアイデンティティや成員を決定する権利
- <第35条> 共同体に対する個人の責任を決定する権利
- <第39条> 本宣言の権利を享受すべく、国家又は国際協力による財政的・技術的支援へのアクセス権
- <第46条1項> 本宣言によらなかるものも、主権国家・独立国家の権利保全あるいは政治的・一体的性を分割し、害する行為を促進するものと解釈されてはならない

③ ○北海道旧土人保護法 理由書 (解説文)

北海道旧土人の保護については、だれかれの差別無く平等にこれを受する天皇のお考えをうけて明治のはじめから施策を講じたが、いまだ十分にその目的を達していない。思うに旧土人が天皇の仁政の感化を受ける日が遠く、その知識の啓蒙が大変遅い。そのため古くからのその生命を託していた自然の恩恵をだんだん内地からの移民に押取られ、時が経るにつれ生活基盤を失い、たゞ貧困に陥るだけの状態になってしまった。これは憂るものが勝ち劣るものが負ける自然の成り行きでありどうすることもできないのである。しかしながら旧土人も等しく天皇の臣民であり、いまやこのような悲境に落ちぶれているのを目にしてこれに手だてをしないわけにはいかない。そこでこの救済の方法を設けて災いを除き、窮乏を哀れんで適當な産業によりその生活を保全し、その家計を成すようにするには、誠に國家の義務であり、天皇のお考えに即するものであると信じるものである。これが本案を提出する理由である。



③ ii) <資料1>

○北海道旧土人保護法及び共有財産の性格

明治初期、開拓使は、幕藩体制時代の運上屋を肩代わりし衣食を与え、漁具一切を官給して漁労、鳥獣捕獲に従事させた。その収益金は、開拓使が保管して緊急に処して関係旧土人の救済費に充てられた。さらにそれが明治32年の保護法に引き継がれて旧土人共有財産との法律用語として法制に採り入れられ、衣食住の生活を全額官給、漁具器具等の生業用具を与え、旧土人漁業組合を組織して就労させた収益金を開拓使が保管、旧土人の共同の目的、すなわち保護法執行の財源をこの収益に持つることとした。もし、不足する時は国庫より支出する旨も定められたが、第2次大戦の影響から昭和12年改正後は殆ど施行されなかった。

一共有財産はアイヌ文化振興等の業務に要する費用に充当(平成9年)アイヌ文化振興法施行に伴い北海道旧土人保護法も廃止。

「共有財産と鮭漁」のウエベケレ(散文話)

北海道旧土人保護法制定前は、アイヌが共有財産(漁場)で捕った鮭のうち生活のための「飯料(はんりょう)」という食用分や保存分の割り当てが保障されていたんだよ。

制定後は、共有財産管理は北海道庁長官だけの専権となって、そのまほとんど活用されずに今日に至ったんだ...上記、資料1の共有財産の性格などとして合わせて考えてみると、「国連先住民族権利宣言」が採択された両重や理屈が分るよな。

ーそういえば、千歳の故白沢サベフチ(M39生)や故小田イトフチ(M44生)が子供の頃、家族と一緒に生活のために木舟を操って鮭を捕ったと話していたっけ...【(舟の奥に「源平様」】

故吉野茂エカシ(T15生)も少年の頃、目の前で起きた鮭にまつわる強烈な事件を語っていたよ。

父が生活のためやむを得ず行った鮭の密漁が、家に土足で上がった警備官に捕まり、つぶれた片方の目から涙を流した場面が載っていたっけ。

家族の生活のため父が身を削って行ったこと、それを見ていた少年の気持ちや思い、胸が詰まるよ。【『アイヌの魂』朝日新聞】

「ついでに私の先代まで、このようなアイヌ民族の生活慣習が続いていたんだよね...何百/千年も経たぬまでで暮らしてきたんだから先祖からの歴史の重みは分かって欲しいね!」

僕は、アイヌの先住権を認めていくことは、全然無理な話とは思わないけど...

民主主義の下で、当たり前の社会、実質的な社会正義を進めることなんだと思うよ!

現代のアイヌの生活すべてを見つめ直し、出来ることから改善していく、ウコチャラン(話し合い)によってね。

未来のすべての子供たちに恥を示すべからず、夢と希望を持たせて欲しい!

<資料2>

<日本関連資料> 翻訳
第1章 政府からの回答 P.4 【概報報告】

○日本

(日本)政府は、アイヌ民族に関する限り、先住民の保護と統合に対する国際文書の必要はないと考える。現今、報告(1)の趣旨における「先住民族」ではない。

従つて、政府は(ILOの)質問書の個別観点の報告をすることを必要としない。現在は、アイヌ民族は一般国民に完全に同化された結果、言語、習慣、文化、生活状況などの特質は、止むに至った。アイヌ民族は日本市民に付与されている経済的、文化的、社会的便宜のみならず、その上なお、政治的、法的便宜を享受している。

○図表全体にわたる解説

- 1 資料1のウエベケレは、アイヌの生業の中心である鮭漁と共有財産(土地・資源/漁場)との関係性や江戸時代から現在に至る社会背景とその変遷を記述。(北太平洋にわたるサケ文化圏の先住民族拡大に関する)
- 2 資料2は、現憲法下、'56年、国際労働機関(ILO)の世界各国に98項目にわたる先住民の生活・就労等の調査をしたが、日本は戦前のデータだけの有様な回答をした。'06年の道の生活実態調査を見て実態との大きな格差があるのは明白。この時、ILOなど国際機関相互には「同化主義」への反省があり、国連の先住民族権利宣言(案)作成作業の初動の契機にもなっています。
- 3 国家基準と法制史変遷及び生活実態を総合する。内閣官房において未来志向による先住多数民族政策のあり方や歴史の述べを行う審議機関、常設の政府窓口での抜本的な取り組みが必要です。